

## 施策の目標 3

## 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり

### 施策 1 介護サービスの充実

#### 施策の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の在宅サービスが適切に提供される体制、介護サービス見込み量の確保に努めます。
- 24時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備・利用を推進します。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスを計画的に整備します。
- 地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、ケアマネジャーが効果的にリハビリテーションをサービスに組み込めるよう推進します。

#### 評価指標

評価指標（目標値）は定めず、介護保険給付費や利用人数・利用回数の変動を毎年モニタリングし、進捗管理を行います。

なお、令和2年度以降の数値は介護保険料算出の基礎数値となっている「見える化」システムによる推計値を示しています。

#### 具体的な施策

##### 1 居宅サービスの充実

- 居宅サービスの利用状況等にかかる情報の提供などにより、介護保険サービス事業者の適正な参入を図るとともに、介護保険サービス事業者への制度等に関する必要な情報の提供などにより、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。

##### （1）訪問介護

- ホームヘルパーが居宅に訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話をを行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
訪問介護	回/月	19,170.4	19,871.2	19,680.4	20,557.8	21,546.8	22,495.7
	人/月	945	963	966	978	1,018	1,055

## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 居宅に浴槽を搬入して、介護職員・看護職員が入浴の介護を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
訪問入浴介護	回/月	392	348	382	409.7	431.3	461.8
	人/月	75	70	73	80	84	90
介護予防訪問入浴介護	回/月	5.0	2.6	0.0	2.6	2.6	2.6
	人/月	1	1	0	1	1	1

## (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

- 看護師等が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
訪問看護	回/月	4,436.6	4,949.8	5,416.9	5,724.0	5,985.8	6,265.5
	人/月	493	544	547	568	593	620
介護予防訪問看護	回/月	787.9	985.8	1,012.4	1,048.8	1,064.6	1,082.8
	人/月	96	116	116	120	122	124

## (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
訪問リハビリテーション	回/月	1,626.1	1,956.9	2,409.2	2,267.2	2,361.8	2,465.4
	人/月	132	153	192	190	198	207
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	478.2	672.3	923.1	915.5	945.3	956.6
	人/月	47	57	85	89	92	93

## (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
居宅療養管理指導	人/月	676	714	790	818	856	894
介護予防居宅療養管理指導	人/月	57	59	65	66	67	69

### (6) 通所介護

- デイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
通所介護	回/月	26,927	27,959	28,116	27,834.7	28,897.3	29,943.4
	人/月	2,175	2,221	2,265	2,309	2,394	2,478

### (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- デイケアセンターへの通所により、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
通所リハビリテーション	回/月	5,640.9	5,235.3	4,945.8	4,887.0	5,061.6	5,236.4
	人/月	609	577	547	563	583	603
介護予防通所リハビリテーション	人/月	276	264	263	261	266	272

### (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- 特別養護老人ホームへの短期入所により、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
短期入所生活介護	日/月	3,894.0	4,039.9	3,379.6	4,681.6	4,891.4	5,092.0
	人/月	381	398	286	398	415	431
介護予防短期入所生活介護	日/月	80.6	85.4	52.9	82.0	82.0	82.0
	人/月	15	15	8	16	16	16

### (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- 介護老人保健施設等への短期入所により、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
短期入所療養介護	日/月	575.6	511.1	382.2	643.1	675.5	704.1
	人/月	71	69	51	83	86	89
介護予防短期入所療養介護	日/月	12.8	7.6	2.3	10.2	10.2	10.2
	人/月	3	2	1	3	3	3

#### (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
福祉用具貸与	人/月	2,591	2,644	2,633	2,693	2,804	2,912
介護予防福祉用具貸与	人/月	807	850	894	906	924	946

#### (11) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

- 貸与になじまない入浴や排せつに必要な福祉用具の購入費用に対して給付を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
特定福祉用具販売	人/月	39	38	37	32	32	34
特定介護予防福祉用具販売	人/月	22	20	21	23	23	24

#### (12) 住宅改修・介護予防住宅改修

- 手すりの取り付けなどの住宅改修にかかる費用に対して給付を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
住宅改修	人/月	34	37	36	38	39	39
介護予防住宅改修	人/月	25	28	28	34	35	36

#### (13) 居宅介護支援・介護予防支援

##### ア 居宅介護支援

- 要介護と認定された人が居宅において介護サービスを受ける際、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者の希望に基づき適正なサービスが計画的に受けられるよう、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

##### イ 介護予防支援

- 要支援と認定された人に対して、地域包括支援センターのスタッフが自立を促す介護予防サービス計画を作成します。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
居宅介護支援	人/月	3,977	3,954	3,955	4,086	4,235	4,385
介護予防支援	人/月	1,027	1,065	1,077	1,128	1,152	1,177

#### (14) 共生型サービス

- 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向け、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに位置付けられた「共生型サービス」について、事業者の参入意向を注視し、障がい福祉所管課と連携を図りながら、制度に関する情報の提供を行うなど、適切なサービス提供に向けて必要な支援を行います。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
共生型サービス提供事業所数	事業所	4	6	6	7	8	9

## 2 地域密着型サービスの充実

- 24時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）を適切に提供できるよう、整備の促進を行うとともに、サービスの周知や質の向上に向けた取り組みを推進します。

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に、または密接に連携しながら、居宅への定期的な巡回訪問や通報による訪問を行い、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護を行うほか、主治医の指示のもと、看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
- 現在、市内には2事業所が整備されています。今後も未整備の日常生活圏域への整備を目指すとともに、サービスを必要としている方に必要なサービスが提供できるよう、サービスの周知の徹底を図り、サービスの普及に努めます。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	19	20	18	19	20	21

### (2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- デイサービスセンターにおいて、認知症の方に入浴・食事等の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
認知症対応型通所介護	回/月	1,662.7	1,728.3	1,665.1	1,708.7	1,770.4	1,846.0
	人/月	130	139	135	144	149	155
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	29.3	25.3	12.4	16.7	16.7	16.7
	人/月	5	4	2	3	3	3

### (3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の介護や機能訓練を行います。
- 全ての日常生活圏域に1以上の事業所が整備されていましたが、第7期計画期間に気高中学校区の事業所が廃止されました。
- 在宅介護を強力に支援する重要な拠点であることから、気高中学校区の整備を推進するとともに、他の日常生活圏域においても需給バランスを考慮しながらきめ細やかな整備を目指します。
- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
小規模多機能型居宅介護	人/月	562	570	559	614	638	660
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	61	66	76	79	79	81

### (4) 看護小規模多機能型居宅介護

- 在宅の要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、一体的なサービスを提供します。
- 第8期計画において、1事業所以上の整備を目指します。また、既存の小規模多機能型居宅介護からの看護小規模多機能型居宅介護への転換を推進します。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	58	58	58

### (5) 地域密着型通所介護

- 定員18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の日常生活上の世話、機能訓練を行います。
- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
地域密着型 通所介護	回/月	7,018.6	6,833.9	6,277.7	6,996.1	7,139.9	7,417.5
	人/月	601	563	513	592	604	627

### 3 施設・居住系サービスの充実

- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、住み慣れた地域での住み替えが可能となる認知症高齢者生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を行い、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保を図ります。

#### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を行います。
- 令和元年度に鳥取県が実施した「鳥取県内特養待機者状況等調査（平成31年4月1日現在）」の結果から、本市の特別養護老人ホームの自宅待機者は102人で、このうち特に緊急度の高い要介護者4～5の待機者は58人となっています。平成26年度の整備施設（70床×2施設）の稼働後、待機者は年々減少していましたが、平成30年度から令和元年度にかけて5名増加しました。

第8期計画においては、高齢者が在宅での生活が困難となった場合でも、自宅やその住み慣れた地域で継続して暮らしていくことができるよう、24時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備の促進や居住形態・サービスの多様な選択肢の確保を可能とするための施設（認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護）の整備を行うこととしており、また、介護保険料とのバランスも考慮し、特別養護老人ホームの新たな整備は行わないこととします。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
介護老人福祉施設	人/月	984	984	968	984	984	984

#### (2) 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、在宅復帰を目指して、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。
- 介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第8期計画において

は新たな整備は行わないこととします。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
介護老人保健施設	人/月	737	680	700	737	737	737

### (3) 介護療養型医療施設

- 介護療養型医療施設に入院する長期療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練その他の必要な医療を行います。
- 介護療養型医療施設の廃止の期限が6年間延長されて令和5年度末となり、新たな転換先として「介護医療院」が創設されました。現在、市内の介護療養型医療施設は全て介護医療院へ転換しています。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
介護療養型医療施設	人/月	138	38	0	0	0	0

### (4) 介護医療院

- 介護医療院に入院する長期療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療及び日常生活上の世話をを行います。
- 介護療養型医療施設の廃止に伴い、介護療養型医療施設の機能を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えた新しい介護保険施設として、平成30年4月に創設されました。
- 本市の介護療養型医療施設は全て介護医療院に転換しており、また待機者が発生している状況ではないことから、第8期計画においては新たな整備は行わないこととします。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
介護医療院	人/月	16	152	239	250	250	250

### (5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 認知症の方に対し、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
- 日常生活圏域ごとの在宅の認知症高齢者（本市所在の認知症対応型共同生活介護の利用者の中心的な状態像である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの者）数に対する整備状況を基に、整備率の低い日常生活圏域（日常生活圏域内に未整備の中学校区がある場合は、未整備地域を優先）を中心に3施設（定員9人×2ユニット×3施設＝54人）整備します。



区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
認知症対応型共同生活介護	人/月	243	248	266	339	339	339
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	1	2	3	3	3

**(6) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）**

- 有料老人ホームなどに入居する方（地域密着型特定施設入居者生活介護においては、29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居する要介護者）に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。
- 様々なサービスを利用しても在宅での生活が困難となった場合に、必要に応じて日常生活圏内の介護付き有料老人ホームへの住み替えを可能とするため、特定施設入居者生活介護を、100床分整備します。なお、整備方法については、自宅からの住み替え先の居住施設を確保する観点から、新設での整備に限ります。
- 入居者の病状や介護度の悪化等により介護ニーズが高まっていることから、特定施設への転換を検討する事業者に対し、適切な情報提供等必要な支援を行いながら、特定施設入居者生活介護を50床分、地域密着型特定施設入居者生活介護を87床分の転換を推進します。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
特定施設入居者生活介護	人/月	176	178	180	322	328	333
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	32	27	18	33	34	35
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	75	77	78	167	170	170

**(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）**

- 29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を行います。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様に、第8期計画においては新たな整備は行わないこととします。

区分	単位	第7期			第8期		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	12	10	11	10	10	10

## 4 介護サービス見込み量の確保

### (1) 事業者への情報提供

- 市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を積極的に提供します。
- 既存事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、法令を遵守した適切で安全・安心なサービス提供が行われるよう努めます。

### (2) 介護サービスのモニタリング調査

- 国や県の各種介護サービス調査の分析を始め、本市が独自に実施している「介護サービス事業所調査」、「高齢者居住施設調査」などの各種モニタリング調査の分析により、介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、介護保険料とサービスの適正水準を考慮しながら、事業者への情報提供と適切な指導により、サービス見込み量の確保に努めます。

### (3) 地域密着型サービス事業者の指定に係る関係者の意見の反映

- 地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、必要に応じて被保険者代表や学識経験者等の外部委員で構成された「鳥取市介護保険等推進委員会 地域密着型サービス部会」による意見を反映させ、適切なサービスの確保に努めます。

### 施策の目標 3

### 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり

## 施策 2 介護保険事業の適正な運営

### 施策の方向性

- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促す介護給付の適正化に取り組みます。
- 介護保険サービス事業者への適正かつ効果的な指導監督の実施及び事業者の問題の改善や質の向上に繋げる取組みの実施により、サービスの質の確保及び向上を図ります。

### 評価指標

指標名	現状値(R元)	目標値(R5)	指標の説明
介護給付適正化事業におけるケアプラン点検実施件数	528 件	560 件	ケアプラン点検を行った当該年度のプラン件数
住宅改修施行状況の確認	4 件	6 件	住宅改修施行状況の確認を行った当該年度の件数
福祉用具購入・貸与調査	2 件	3 件	福祉用具購入・貸与の調査を行った当該年度の件数

### 具体的な施策

#### 1 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

- 介護保険の費用は保険料と公費で賄われていることを踏まえ、サービスの質の向上を図り、効率的・効果的な保険給付を提供するため「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。
- 国民健康保険団体連合会の適正化システムのデータを活用して、利用者や事業者ごとの各種指標に対する給付の偏り（認定調査情報と利用サービスの不一致や支給限度額利用ケース等）を抽出して、事業者への確認やケアプラン点検での確認を行います。

## (1) 要介護認定の適正化

要介護認定は介護給付の前提となるものであり、客観的かつ公平・公正な基準により認定され、恣意的に運用されないよう留意する必要があります。一方で、一度の認定調査のみで十分にその人の有する能力等を計ることは難しく、更新・変更認定の大半で居宅介護支援事業所のケアマネジャーに調査を委託しています。

- 今後も継続して新規の要介護・要支援認定における訪問調査を市職員が行うとともに、研修等を通じて認定調査員の資質向上を図り、更新・変更認定においても市職員による訪問調査を拡充します。
- 委託訪問調査に関する認定調査票の事前点検を行い、審査会に送付後事務局で内容の再点検・主治医意見書との整合性の確認を行います。疑義があれば市が認定調査員や医療機関に確認します。

### 【主な取組】 ※ [ ] …取組みの方向性

・要介護認定の適正化 **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
認定調査票の点検	件	9,821	9,091
更新・変更認定の訪問調査（直営）	件	273	278

## (2) ケアプラン点検

介護保険は、尊厳の保持と有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としており、実際にはケアプラン（居宅介護（介護予防）サービス計画）に基づいて支援チームが動き、サービスが提供されます。

- ケアプラン点検では、ケアプランの内容について事業所に資料提出を求め、または訪問調査を行い、介護支援専門員と共に考え、介護保険の目的に照らしながら利用者が真に必要なサービスを確認し、その状態に適合していないサービス提供を改善します。
- 点検の結果、明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達、研修会の開催などを実施し、改善状況の確認も行います。

### 【主な取組】 ※ [ ] …取組みの方向性

・ケアプラン点検 **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
ケアプラン点検	事業所	57	53
	件	295	528

**(3) 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査**

- 住宅改修事前申請時に改修内容や工事見積書の点検を行うとともに、利用者宅の実態調査や、利用者の状態等の確認及び施工状況の確認を行います。
- 国民健康保険団体連合会の適正化システムで、福祉用具購入・貸与品目ごとの単位数のばらつき等を調査し、平均から乖離しているものについては、事業所に不公平な価格設定になっていないかを確認します。

**【主な取組】 ※ [ ] …取組みの方向性**

- ・住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
住宅改修施行状況の確認	件	1	4
福祉用具購入・貸与調査	回	1	2

**(4) 縦覧点検及び医療費との突合（国民健康保険団体連合会委託事業）**

- 介護サービス利用者ごとに、複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数算定日数等の点検を行い、請求内容の誤りを早期発見します。
- 国民健康保険等の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数やサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

**【主な取組】 ※ [ ] …取組みの方向性**

- ・縦覧点検・医療費との突合 **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
縦覧点検	件	2,366	2,404
医療費との突合	件	20,002	14,987

**(5) 介護給付費通知**

- 介護サービス利用者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を啓発します。

**【主な取組】 ※ [ ] …取組みの方向性**

- ・介護給付費通知 **【継続】**

## 2 介護サービスの質の確保及び向上

### (1) 介護保険サービス事業者に対する指導監督

- 介護保険サービス事業者に対して、集団指導等を通じ、法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、適正な事業所運営の確保及び介護サービスの質の向上を図ります。
- 法令順守の徹底を図るため、介護保険サービス事業者に対して業務管理体制の整備に係る適切な指導・助言を行います。

#### 【主な取組】 ※ [ ] …取組みの方向性

- ・介護保険サービス事業者への指導監督に係る取組み **【継続】**

### (2) 介護相談員の派遣の推進

- 介護相談員派遣等事業は、申し出のあった介護事業所に対して市町村が介護相談員を派遣することにより、利用者から介護サービスに対する疑問や不満等を聞き、事業者や行政の間に立って、問題解決の手助けを行い、あわせて介護サービスの質の向上を図る事業です。

介護サービスの苦情は、事後的な対応が中心ですが、本事業では苦情に至る事態を未然に防止することを目指しています。また、介護事業所の運営基準では、市町村が介護相談員を派遣する事業に対して協力するよう努力義務規定が設けられています。

本市においては、「あんしん介護相談員」を平成 29 年度に 4 人増員し、10 人体制で介護事業所を日々訪問して利用者の声に耳を傾けています。今後、さらなる派遣先の拡大に取り組み、介護サービスの質の向上に努めていきます。

#### 【主な取組】 ※ [ ] …取組みの方向性

- ・あんしん介護相談員派遣事業 **【継続】**

### 施策の目標 3

### 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり

#### 施策 3 介護人材の確保・育成

##### 施策の方向性

- 就労者数の増加のため、鳥取県の配置する介護専属の就職支援コーディネーターとの連携や介護職場の魅力の発信、雇用環境や処遇改善による離職者数の減に向けた取り組みを進めます。
- 質の高いサービスが適切に提供される体制を確保するため、ICT等を活用した業務の効率化や研修等による資質の向上に向けた取り組みを推進します。

##### 評価指標

指標名	現状値(R元)	目標値(R5)	指標の説明
市内入所施設の介護職員の充足率	80.6%	86.8%	各施設への求人数、採用者数、離職者数により、職員の充足率を算出する。

##### 具体的な施策

#### 1 介護人材の確保

- 鳥取県の配置する介護専属の就職支援コーディネーターとの連携を図るほか、介護分野への就職を検討する人材が求める情報にアクセスしやすい環境を整えます。
- 介護保険サービス事業者へ処遇改善加算について、引続き情報提供を続ける等により、加算を算定する事業所の拡充を図り、賃金の向上や処遇の改善につなげることで人材の確保を促進します。
- 外国人介護人材について、外国人介護人材に対するニーズや受入れに当たっての課題等を介護事業者等関係者とともに検証する場を設けることについて検討します。
- 学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を通して福祉への理解と関心を高める、介護職場に関心を持つきっかけづくりに努めます<sup>※1</sup>。

<sup>※1</sup> 第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画において位置付けられている。

## 2 介護人材の定着支援

令和2年度に市内入所施設を対象に実施した調査では、離職理由として心身の状況によるものが最も多く、次いで人間関係によるものが挙げられています。

- 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向けた介護ロボットやICTの導入に関して国の動向など情報収集に努めるとともに、事業者へ情報提供を行うなど、事業者が介護ロボットやICTの活用に向けた検討を行うために必要な支援を行います。また、国が示す方針に基づく文書負担作成軽減に取り組みます。

## 3 介護人材の資質の向上

- 介護従事者のキャリアアップについて、国・県などの施策の活用や介護保険サービス事業者へ情報提供するなどの支援に努めます。
- 県が実施している介護人材の確保、定着及び資質向上を図る研修以外にも市として独自にできる研修について検討します。



### 施策の目標 3

### 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり

#### 施策 4 災害・感染症発生時のサービス継続体制

##### 施策の方向性

- 災害時に被害を受けやすい高齢者の安全・安心を確保するため、地域の互助によって高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりを推進します。
- 災害発生に備え、高齢者福祉施設において避難確保計画が作成されるよう働きかけるとともに、関係機関と連携し、現地点検などを定期的実施できるよう取り組みます。
- 災害・感染症発生に備え、会議・研修会のリモート開催等のオンライン化を推進するほか、衛生・防護用品の備蓄に取り組みます。

##### 評価指標

指標名	現状値(R元)	目標値(R5)	指標の説明
高齢者福祉施設の避難確保計画作成率	91.6%	100%	避難確保計画作成義務のある高齢者福祉施設のうち、鳥取市に計画を提出した施設の割合

##### 具体的な施策

#### 1 災害時の支援体制づくり

- 災害時に自力での避難が困難な寝たきりの高齢者等の迅速かつ安全な避難を、地域の共助によって支援する「避難行動要支援者支援制度」の普及を推進します。
- 自治会や自主防災会など地域における「互助」の活動を推進し、災害時に被害を受けやすい高齢者の日ごろからの把握や見守り、さらには地域の関係者による避難支援の体制づくりに取り組みます。
- 一般の避難所での共同生活が困難な高齢者が安心して避難生活ができる「福祉避難所」の確保に努めます。

#### 【主な取組】 ※ [ ] …取組みの方向性

- ・避難行動要支援者支援制度の普及 **【継続】**
- ・地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり **【継続】**
- ・福祉避難所の確保 **【継続】**

## 2 高齢者福祉施設の避難体制の確保

- 高齢者福祉施設をはじめとした要配慮者利用施設では、平成29年度の法改正により、避難体制の強化を図るため、防災体制や訓練の実施等に関する事項を定めた避難確保計画を作成することが義務付けられている<sup>※1</sup>ため、未作成の施設へ作成するよう働きかけます。
- 災害発生リスクの高い場所に所在する高齢者福祉施設については、危機管理部門等の関係部局と連携し、避難確保計画を基にした現地点検を実施します。
- 国の交付金等を活用し、災害発生時に備えた非常用自家発電機等の防災・減災設備の整備を支援していきます。

## 3 災害・感染症発生に備えた体制づくり

- 新型コロナウイルス感染症の流行下である現状において、各種会議・研修会のリモート開催等が普及しており、会議・研修会の内容に応じてリモートによる開催や窓口手続きの簡素化・オンライン化の推進を図ります。
- 災害・感染症発生時は衛生・防護用品が一時的に入手困難となり、サービス提供に支障が生じることから、各事業所での備蓄を働きかけるとともに、本市においても緊急時に提供できるよう衛生・防護用品の備蓄に努めます。
- 鳥取県や近隣市町村、各介護事業所と連携し、災害等の発生時における事業継続体制の構築に努めます。
- 鳥取県と連携し、介護事業所等における感染症予防対策の現地研修に取り組みます。

---

<sup>※1</sup> 高齢者福祉施設における避難確保計画作成は、特別養護老人ホームや有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護など、夜間に高齢者が所在することが想定される施設に義務付けられている。